

令和6年2月2日（金）19：00～

八幡浜市保健センター 4階多目的ホール

第21回八幡浜市在宅医療研究会講演会

# その人らしさを支える ～成年後見制度を通じて～


八幡浜市権利擁護センター（社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会）

社会福祉士 三根生 雅人

# 八幡浜市社協の相談支援

活動支援

地区社会福祉協議会  
民生委員・児童委員  
見守り推進員  
主任児童委員など



八幡浜市権利擁護センター

八幡浜市生活困窮者自立相談支援事業

生活福祉資金貸付制度・小口資金貸付事業

心配ごと相談事業

八幡浜市権利擁護セ



# 八幡浜市権利擁護センター

平成25年5月1日

八幡浜市が設置。

八幡浜市社協が受託。

# 八幡浜市権利擁護センター

---

## 【事業内容】

---

①成年後見利用支援

---

②地域における後見活動支援

---

③法人後見事業

---

④福祉サービス利用援助事業

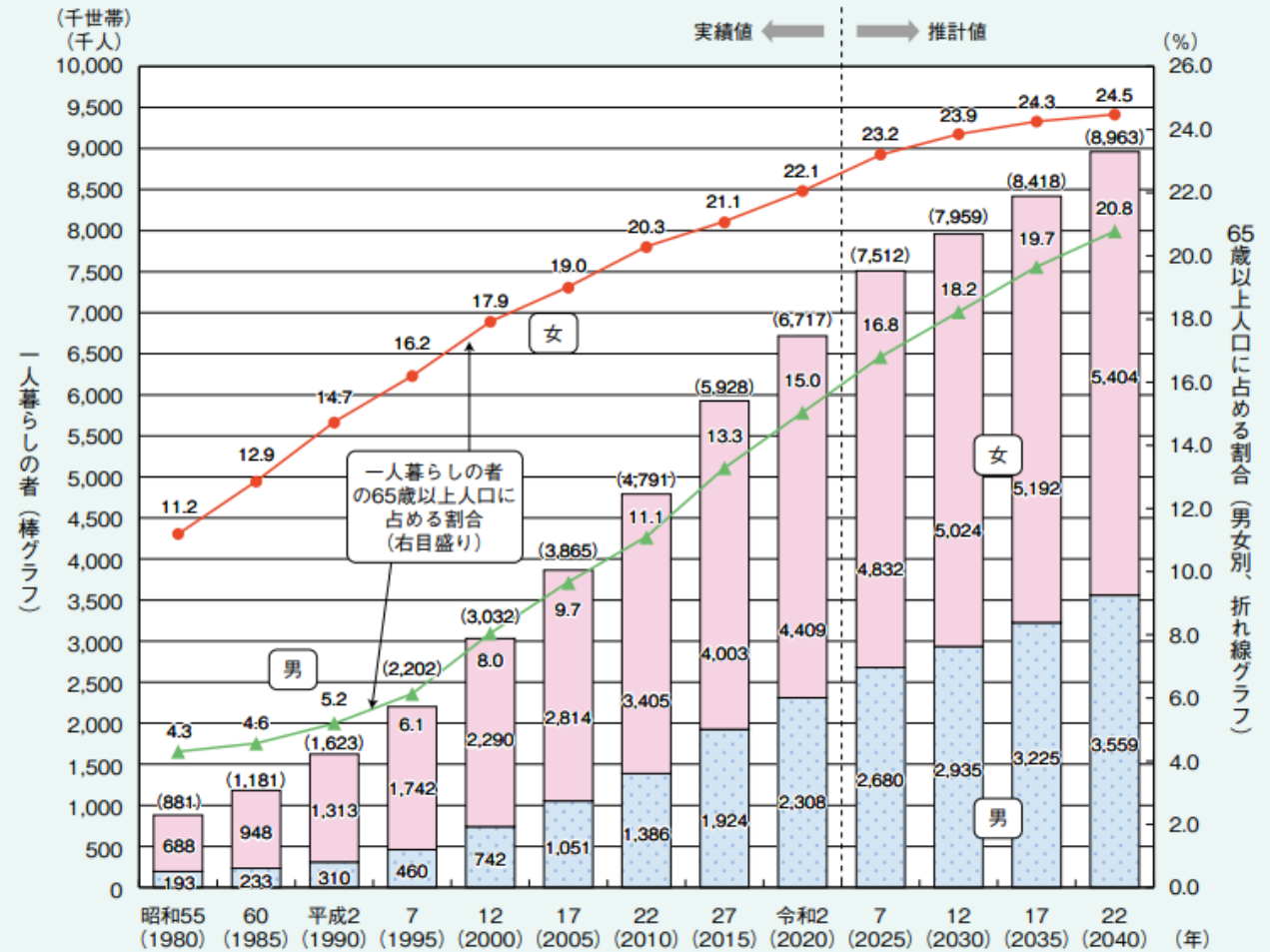


はじめに

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向

# 65歳以上の 単身世帯の増加

単身世帯について、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となっている。



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）による世帯数  
 (注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。  
 (注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計  
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

# 60歳以上の単身者が頼れる人

(複数回答可)

- 別居家族 . . . . 67.3%
- 友人 . . . . . 21.1%
- 近所の人 . . . . 15.8%
- その他 . . . . . 7.0%
- 頼れる人はいない . . . . 12.9%

参考資料：藤森克彦（2016）「単身高齢世帯（一人暮らし高齢者）の生活と意識に関する国際比較（内閣府政策総括官（共生社会政策担当））  
「高齢者の生活と意識 ー第8回国際比較調査結果報告書ー」（2016）

# 認知症の人の将来推計

図表3-2-11 認知症の人の将来推計

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病 率が一定の場合の 将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病 率が上昇する場合の 将来推計 人数/(率)		525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業  
九州大学 二宮教授）

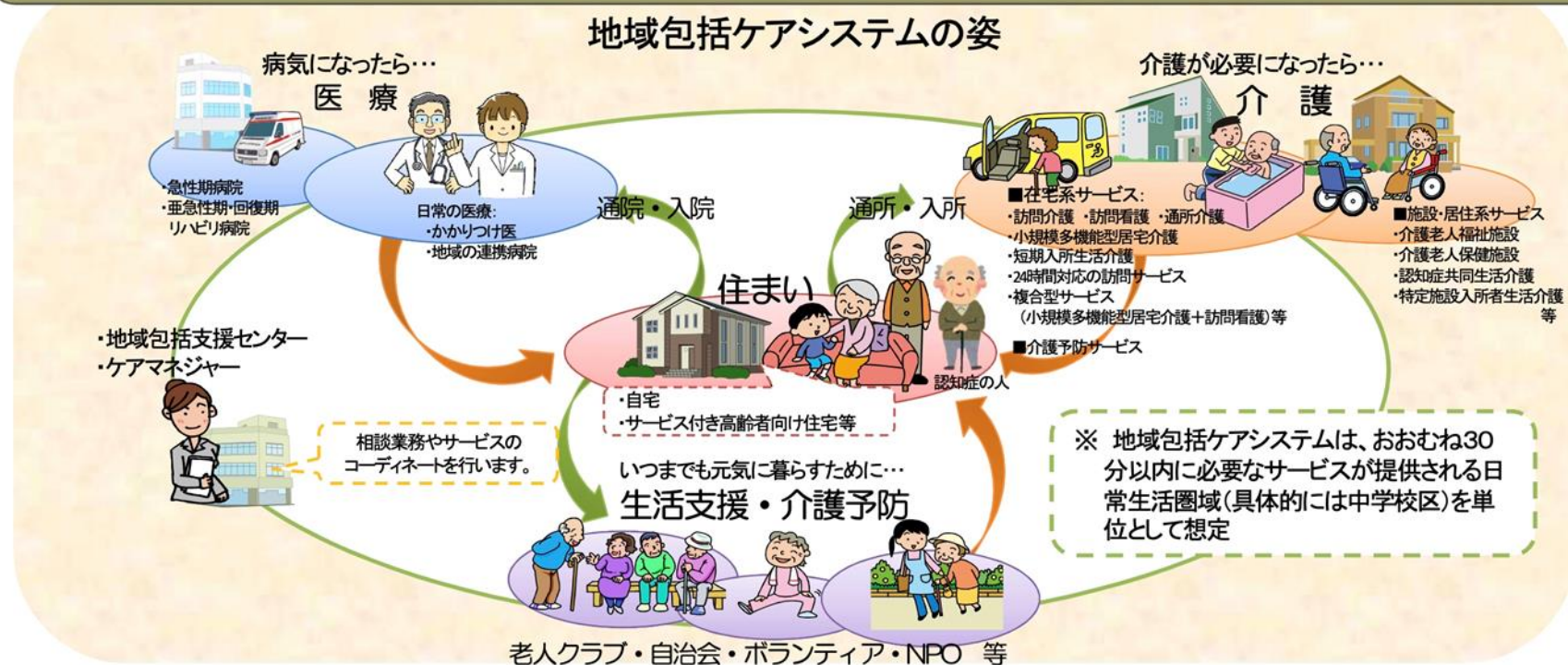
(厚生労働省ホームページより)



# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



# 今日、みなさんと一緒に考えたいこと

- 「成年後見制度」や「後見人・保佐人・補助人」（「後見人等」と呼称します）がどのような役割を果たすのか、後見人等とどのように関わり、連携すればよいのか。
- 「無縁社会」「多死社会」「認知症700万人時代」と言われる現在の社会状況に、私たちがそれぞれの立場で、判断能力が不十分となった身寄りのない方をどのように支えるのか。
- チームで行う「意思決定支援」について。

# 今日の内容

1. 成年後見制度の理念・目的
2. 成年後見制度の概要
3. 成年後見制度を利用するには
4. 成年後見制度で  
できること・できないこと
5. 成年後見制度の課題とこれから
6. **意思決定支援**について



# そもそも「成年後見制度」って・・・

- 民法第7条（後見）、第11条（保佐）、第15条（補助）に規定されている**法定後見制度**（※その他に関連する条文あり）と、契約による**任意後見制度**がある。⇒あとで詳しく
- 明治時代の大日本帝国憲法時代に作られた「禁治産・準禁治産制度」からの大きな転換
- 福祉サービスが、いわゆる「措置」から「契約」へと移行することに伴い議論が進められた。
- 2000年4月1日、介護保険制度（法）と同時に施行された。
- 当時、介護保険制度（法）と「車の両輪」の制度と言われてスタートした。

# 「成年後見制度」とは

- 成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

(厚生労働省「成年後見はやわかり」ホームページより)

# 成年後見制度の利用者（愛媛県）

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
八幡浜市	34	13	2	0	49
伊方町	5	1	1	0	7
松山市	702	208	64	8	982
愛媛県（全体）	1729	483	160	19	2391

（松山家庭裁判所提供資料より：令和5年10月1日現在）

# 1. 成年後見制度の理念・目的



# 成年後見制度の理念

○自己決定の尊重

○残存能力の活用

○ノーマライゼーション



# 成年後見制度の目的

○財産管理

○身上保護

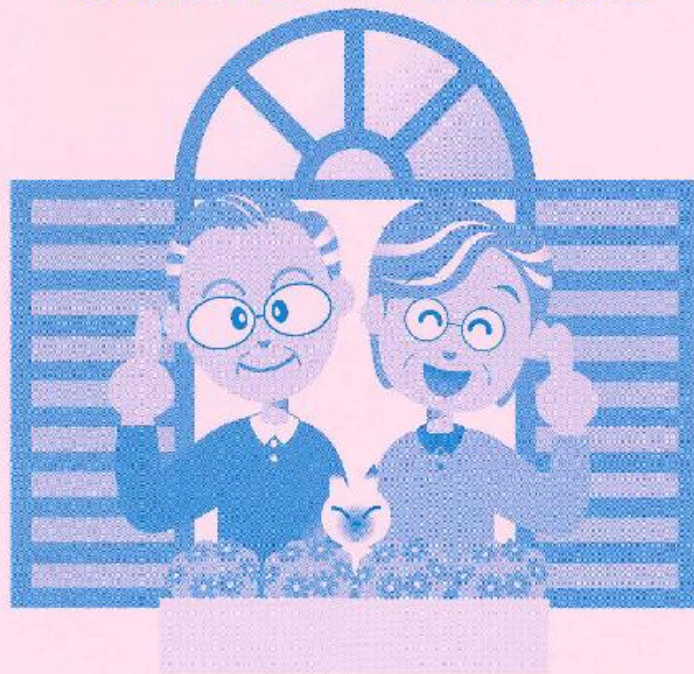
## 2. 成年後見制度の概要

ご存知ですか？

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度

あなたらしく生きるために



八幡浜市

八幡浜市社会福祉協議会

# 成年後見制度

## 法定後見制度

判断能力が不十分な方を支援する制度。  
補助、保佐、後見の類型がある。

## 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて利用する制度。

## 「補助」とは

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。

## 「保佐」とは

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

# 「後見」とは

- 補助、保佐よりも判断能力が欠けている状態。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

# 代理権、同意権、取消権

	ほじよ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方
せいねんこうけんじん 成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所 が定める行為 (※2)	借金、相続の承認な ど、民法 13 条 1 項 記載の行為のほか、 申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為
せいねんこうけんじん 成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

# 選挙権・被選挙権の回復

- 制度創設当時は、成年後見の審判を受けた成年被後見人は選挙権・被選挙権が失われていた。
- 憲法上の保障された権利である選挙権をはく奪されたことは違憲とする訴訟が提起され、裁判の結果、被後見人の選挙権・被選挙権が回復することとなった（東京地裁判決・平成25年3月14日）
  - ※地裁判決のあと、国が控訴。控訴審において、和解が成立。
  - 並行して行われた同様の訴訟についても和解が成立した。
- それに伴い、代理投票の要件の整備なども行われた。



# 欠格条項の見直し・廃止

- 制度創設時、成年後見の審判を受けた方（被後見人）は、一定の職業に就けない、資格を失うなどの規定が設けられていた。
- 成年被後見人の人権尊重と差別禁止を背景に、公務員、士業、法人役員、営業許可、法人営業許可等で、成年被後見人であることを理由に資格・職種・業務等から一律に排除する規定の削除・見直しが行われた（平成28年）
- 心身の故障等の状況を個別かつ実質的に審査する旨の規定を整備した。

### 3. 成年後見制度を利用するには

利用するには

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所へ  
「申立て」を行います。

申立てが出来る人

「本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等」

# 申立て

- （八幡浜市の場合）松山家庭裁判所大洲支部が窓口となる。  
※本人の住所地を管轄する家庭裁判所で手続きを行う。
- 申立てに係る費用は約1~2万円  
（医師の鑑定を行う場合+約10万円）
- 申立てを弁護士や司法書士に依頼する場合は、さらに約10万円前後の費用がかかる。※依頼先により金額は異なる。
- 費用負担が難しい場合、法テラス（民事法律扶助制度）を利用することができる。

# 参考までに・・・ 申立てに必要な書類

## 【申立てに関する書類】

- 後見・保佐・補助開始等申立書
- 代理行為目録（保佐、補助用）
- 同意行為目録（補助用）
- 申立事情説明書
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書（※候補者がいる場合）
- 財産目録
- 相続財産目録（※未完了の相続財産がある場合）
- 収支予定表

# 参考までに・・・ 申立てに必要な書類

## 【本人に関する添付書類】

- 現在の戸籍謄本
- 現在の住民票または戸籍附票
- 診断書
- 本人情報シート
- 健康状態に関する資料（介護保険被保険者証、精神障害者保健福祉手帳など）
- 成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
- 財産に関する資料（預貯金通帳、不動産登記事項証明書、生命保険の保険証書の写し、負債（ローン契約書や借用書）の分かる書類など）
- 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
- 収入や支出が分かる資料（年金額決定通知書、施設利用料請求書など）

# 参考までに・・・ 申立てに必要な書類

## 【申立人に関する添付書類】

- 現在の住民票または戸籍附票
- 申立人と本人の関係を示す各戸籍謄本

## 【成年後見人、保佐人又は補助人の候補者に関する添付書類】

- 現在の住民票または戸籍附票
- 候補者が本人と金銭の貸借等を行っている場合、その関係書類

※提出書類は原則発行から3か月以内のもの

※添付書類の一部はコピーでの提出が可能

※預金通帳の写しは直近1年分の出納が分かるもの

※状況によって家庭裁判所から追加資料の提出を求められる場合あり

# 後見人等になる人

- ・ 家族、親族（親族後見人）
- ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士 等  
（第三者後見人・専門職後見人）
- ・ 法人（社会福祉法人、NPO法人 等）
- ・ 市民



全体の約8割



# 後見人等の報酬（目安）

管理財産（本人の資産）	基本報酬額（月額）
1,000万円以下	2万円
1,000万円以上5,000万円以下	3～4万円
5,000万円以上	5～6万円

※**付加報酬**・・・成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

参考：東京家庭裁判所ホームページより

## 4. 成年後見制度で できること・できないこと

# 後見人等の主な仕事

## 財産管理

年金、預貯金、定期預貯金、株、不動産などの管理、必要な支払い、借金の返済など

## 身上保護

本人に必要な福祉サービスの契約など

# 後見人等の業務ではないこと

- 直接の身体介護、掃除、食事の介助
- 病院等への送迎
- 買い物

※成年後見人等が行うのは「法律行為」の代理であり、「事実行為」の代理は含まれない。

# 後見人等の権限が及ばないこと（△できないこと）

- 日用品（食料品や衣料品等）の買い物を取り消すこと
- 一身専属行為  
結婚、離婚、養子縁組、遺言、贈与、臓器提供、認知など
- 医療の同意および拒否
- 身元保証人、連帯保証人、身元引受人になること
- 居住用不動産の処分 ※家裁の許可を得る必要がある
- 死亡後の手続きや葬儀など（注）

（注）平成28年の法改正(民法873条の2)により、一定の要件を満たせば、成年後見人が死後事務を行えるようになった。例) 死亡診断書の受取・役所への提出、入院費などの清算、火葬の手配、葬儀社との契約など。ただし、死後事務を行えるのは、成年後見人だけで保佐人や補助人、任意後見人は行えません。

# 5. 成年後見制度の課題とこれから

# 成年後見制度の誤解

- 親族がいると制度が利用できない
- 後見人等がいないと施設に入れない
- 必要な手続きが終われば制度を辞めることができる
- 親族が後見人等になると、本人の財産を自由に処分できる
- 成年後見人等は、本人に代わってあらゆることを決めてくれる
- 成年後見人等は、支援者がお願いしたことを何でも聞いてくれる
- 成年後見人等は、病院等の送迎や買い物をしてくれる
- 成年後見人等は、本人に係る医療（手術）の同意をしてくれる
- 成年後見人等は、本人が亡くなった後のことも全てしてくれる
- 成年後見人等は、身元保証人（身元引受人）になってくれる
- 成年後見人等は、本人に何かあった時には、責任を負ってくれる（△）

# 成年後見制度の課題・問題点

- 誰が後見人等になるのか分からない ※家庭裁判所が決める
- 一度後見人等が就くと、原則辞めることができない
- 報酬の基準があいまい ※本人の財産を勘案して家庭裁判所が決める
- 医療（手術）の同意ができない
- 本人死亡後の手続きは原則権限がない
- 後見人等の不祥事が後を絶たない
- 後見人等の適性を判断する基準がない
- そもそも家裁の審判の信頼性（実は、本人申立てが急増している）
- 補助や任意後見が進んでいない（後見類型の包括的な代理権の問題）



# 障害者の権利に関する委員会（国連）（2022.8.22-23） 第27会期「日本の第1回政府勧告に関する総括所見」

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

## ■ 27.委員会は以下を懸念する。

(a). 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。

（外務省ホームページより抜粋）

# 障害者の権利に関する委員会（国連）（2022.8.22-23） 第27会期「日本の第1回政府勧告に関する総括所見」

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

- 28.（略）委員会は以下を締結国に勧告する。
- (a). 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- (b). 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

（外務省ホームページより抜粋）

⇒ 「成年後見制度」への批判？

# 「成年後見制度」が、なくなる？

- 後見類型の包括的な代理権の見直し（補助に一元化？）
- 適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにする（いわゆる「スポット後見」）？
- 終身ではなく、有期（更新）制の導入？
- 本人の状態や支援内容に応じて円滑に後見人等を交代できるようにする？
- 「意思決定支援」の推進。

「第二期成年後見制度利用促進計画」（令和4年3月25日閣議決定）より

⇒より本人の権利を尊重した制度への転換

# 6. 意思決定支援について

# 意思決定支援に関する各ガイドライン

---

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン（2017）

---

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（2018）

---



人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（2018改）

---

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン  
（2019）

---

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（2020）



# 後見人等がかかわる意思決定 支援・支援後のプロセス

## 後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが**支援の出発点**です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います**。

## 意思決定支援のプロセス 様式1

### チーム全体

#### 1 チームをつくります



#### 2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

#### 3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



#### 4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

### 後見人等の役割

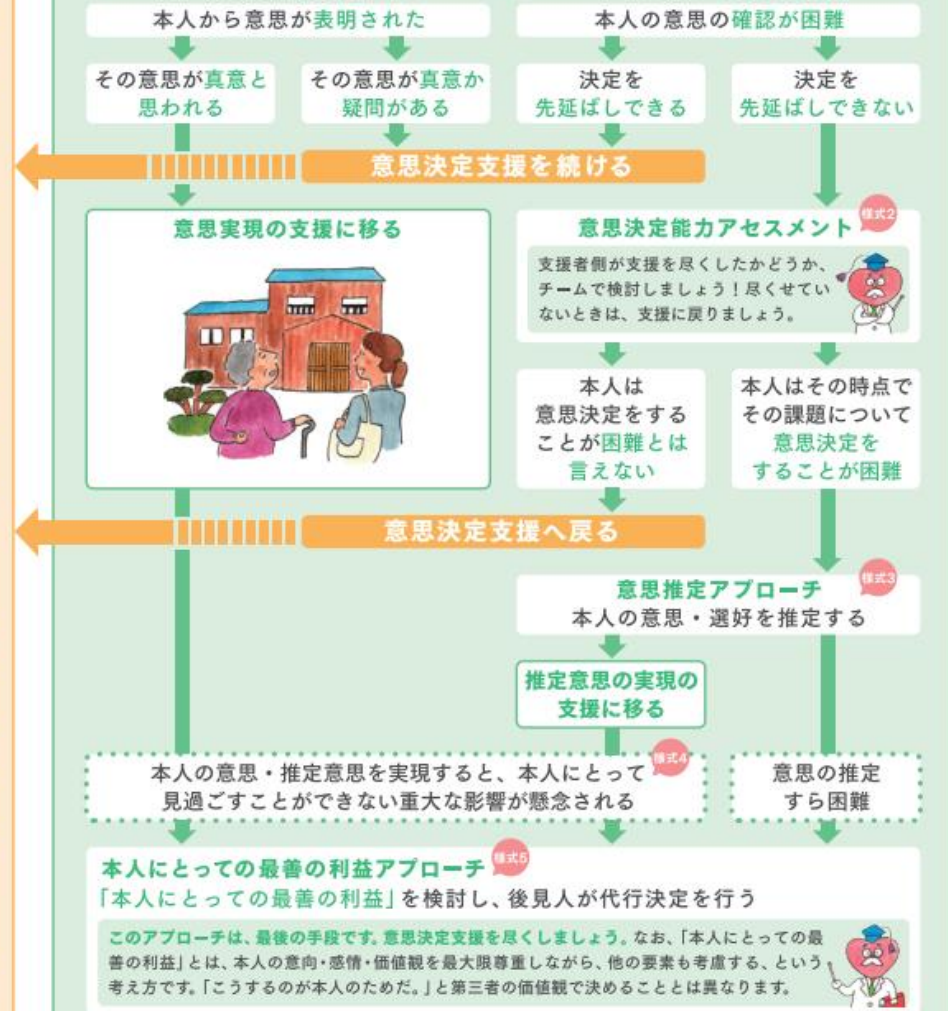
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

## 意思決定支援後のプロセス



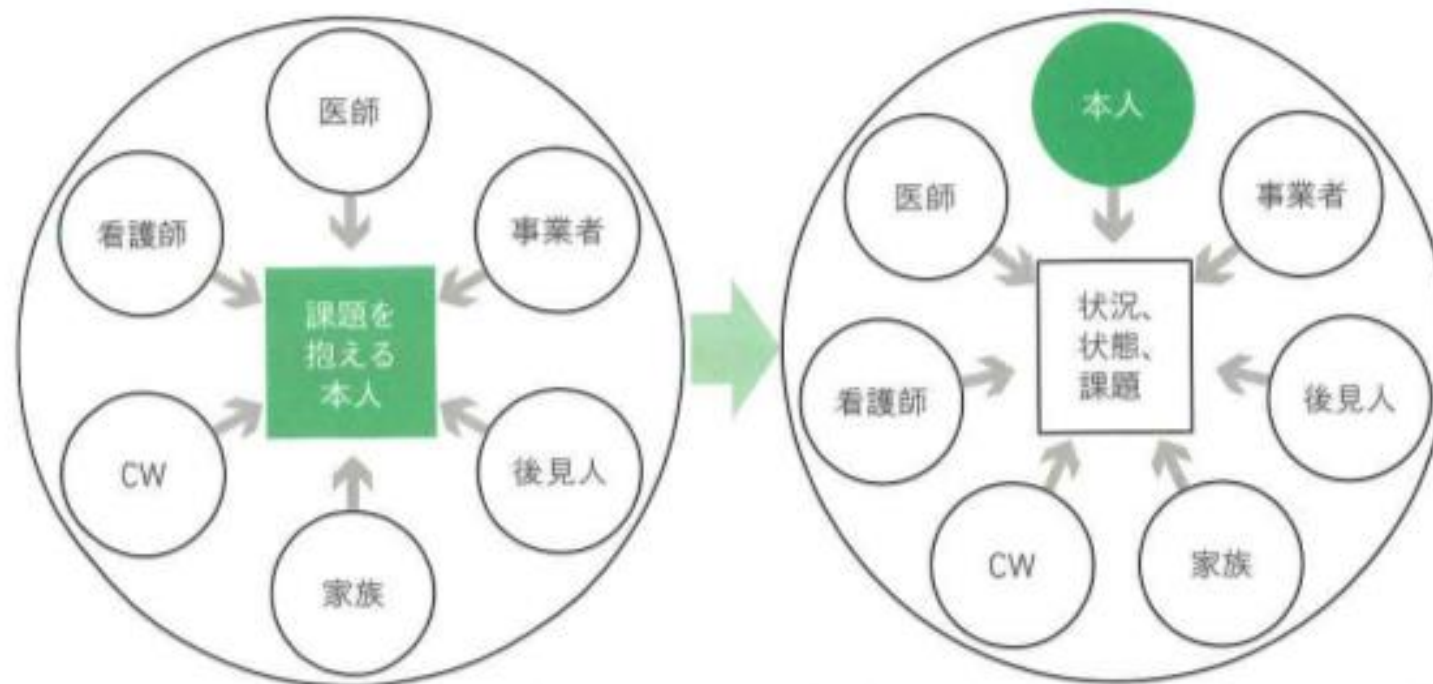
※「様式1~5」は、対応するアセスメントシートの様式です。



# 意思決定支援におけるチームメンバー (支援を受ける対象 (容体) から意思決定の主体へ)

図 2-5 チームメンバーのなかでの本人のとらえ方

意思決定支援におけるチームメンバーとしての本人  
支援を受ける対象 (客体) から意思決定の主体としてのとらえ直し



出典：公益社団法人東京社会福祉士会監、『ソーシャルワークの理論と実践の基盤』編集委員会編『ソーシャルワークの理論と実践の基盤』へるす出版、p.88、2019年を一部改変



# ICF（国際生活機能分類）の視点から

- その人の機能的制約から課題を捉える「医学モデル」と、それら制約によって不利益を受けることを課題とする「社会モデル」を統合した考え方
- その人の健康状態、心身機能、環境による影響を総合的に評価する指標であり、その人の「生きることの全体像」を捉えるもの
- 成年後見制度をキーワードとして、「活動」「参加」「環境因子」に着目した支援がのぞまれる
- 本人は自分自身の専門家

おわりに

# 保障される私たちの権利

- 個人の尊厳・・・誰もが人生や生活を他人から邪魔されない。思い通りに過ごすことを最大限尊重される。
- 自己決定権・・・自分の私生活について、自分で決める。
- 表現の自由・・・幸せの実現のために、心の中で考えたことを表現、伝える。
- 財産権・・・自分のお金や物を誰にも干渉されずに使ったり処分する事が出来る。

⇒本人が持っている権利が行使できるように支援する。  
(アドボカシー)

# 私たちが目指す権利擁護

「権利擁護は、生命や財産を守り、また権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければなりません。」

岩間伸之「支援困難事例へのアプローチ」より

# まとめにかえて

- 「成年後見制度」は本人の積極的な権利擁護のための一つのツール。
- 後見人は最終的な手続きを行なってくれるが、本人（被後見人等）の意思決定支援はチームで行う。
- 後見人はあくまでもチームの一員（代表者ではない）。
- 後見人を含むチームの支援は、本人の「最善の利益」の考え方を超えて、「意思と選好に基づく最善の解釈」という考え方を基本に。



# 参考資料・文献

- 「精神医療」第11号〔第5次〕（編集：「精神医療」編集委員会）2023
- 「ソーシャルワーク実践における意思決定支援」（編集：公益社団法人 日本社会福祉士会）2023
- 「成年後見制度 –利用をお考えのあなたへ–」（最高裁判所）2020
- 内閣府「令和4年版高齢社会白書」
- 藤森克彦（2016）「単身高齢世帯（一人暮らし高齢者）の生活と意識に関する国際比較（内閣府政策総括官（共生社会政策担当））」
- 「高齢者の生活と意識 –第8回国際比較調査結果報告書–」（2016）
- 外務省,人権外交,障害者の権利に関する条約,第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見（和文仮訳）, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発0331第15号（平成29年3月31日）「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」厚生労働省（2018）
- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省（改訂2018）
- 「支援困難事例へのアプローチ」（著：岩間伸之）2008

- 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」 研究代表者 山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座 山縣然太郎（2019）
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」 意思決定支援ワーキング・グループ（2020）
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」 令和4年3月25日閣議決定,厚生労働省（2022）
- 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて【令和3年4月版】（令和3年11月修正） 松山家庭裁判所
- 裁判所ホームページ,東京家庭裁判所,後見人等の報酬「成年後見人等の報酬額のめやす」, <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/file/0102.pdf>
- 厚生労働省「成年後見はやわかり」 <https://guardianship.mhlw.go.jp/>
- 総務省,選挙・政治資金,成年被後見人の方々の選挙権について, [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/touhyou/seinen/](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/)
- 「成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する法改正について」 平成30年2月28日,第60回社会保障審議会医療部会〔資料3〕
- 「第2版 福祉に携わる人のための人権読本」（著：山本克司）2023

（順不同）